

京都市教育委員会教育長告示第16号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更します。

平成24年3月5日

京都市教育委員会  
教育長 高桑三男

開所時間を変更する期間	変更後の開所時間
平成24年4月16日(月)、同年5月21日(月)、同年6月18日(月)、同年8月20日(月)、同年10月15日(月)、同年11月19日(月)、同年12月17日(月)、平成25年1月21日(月)、同年2月18日(月)、同年3月18日(月)	午前9時から午後5時30分まで

(総合教育センター研修課)